

明らかにになってきた 「横断的金融サービス仲介法制」の姿

金融審議会では2年間かけて議論されてきた、「横断的金融サービス仲介法制」の姿が徐々に明らかになってきた。分野横断的な仲介業が新設される見込みだが、仮にこの制度改革が実現すると、金融業界全体にわたって影響が及ぶ可能性が高い。

「横断的金融サービス仲介法制」とは何か

金融審議会の金融制度スタディ・グループ（以下、金融制度SG）で約2年間かけて検討されてきた「横断的金融サービス仲介法制」の具体的な方向性が見えてきた。

金融制度SGは、近年の情報技術の進化や、フィンテック企業を含む異業種の金融参入などを踏まえ、環境変化に即した制度を検討することを目的に2017年11月から設置された会合である。このSGでは、「同一機能・同一リスクの業務には業態横断的に同一のルールを設ける」という大きな方針の下、そもそも金融機能とは何かといった理論的な議論からスタートし、18年6月の中間報告を経て、決済分野や金融サービス仲介法制など、具体的なテーマについて議論されてきた。

ここで議論されてきた「金融サービス仲介」の定義は、「金融機関と顧客の間に立って、金融機関が提供する商品やサービスを顧客に対して仲介する業」と幅広い概念である。現状、各業法では、銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人という具合に、分野（銀行・証券・保険）ごとに仲介業が定められている。

既存の制度における最大の特徴は「所属制」といわれる仕組みである。委託する側の金融機関は「所属金融機関」とも呼ばれ、仲介業者に対して日々の業務運営の指導を行うほか、仲介業者が顧客に損害を与えた場合に賠償責任を負う。つまり、仲介業者に対する監督といった、金融商品やサービスを提供する上で不可欠な機能の一部を、所属金融機関が担う仕組みとなっている。

金融制度SGで焦点があてられたのは、オンラインのプラットフォームがこの仲介制度を利用しようとする

際に直面する課題であった。既存の制度は、仲介業者1社に対して1社から数社程度の金融機関の関係を前提に設計されている。このため、プラットフォームが分野横断的に数多くの金融機関の商品・サービスを仲介しようとする、複数分野で仲介業登録が必要になったり、多数の金融機関から日々の業務指導を受ける必要が生じたりするなど、規制対応コストや顧客利便性の観点から考えても効率的な制度とは言い難かった。

これらの課題への対応として、金融制度SGが19年7月に公表した報告書では、オンラインのプラットフォームを前提に、①1回の登録ですべての分野の商品・サービスの仲介ができるようライセンスを一本化する、②所属制を緩和してプラットフォームが数多くの金融機関を仲介できるようにする、③所属制の緩和に伴って懸念される顧客保護上のリスクへの対応として、プラットフォームが扱う商品・サービスの範囲を限定する、などを柱とする「新しい仲介業」を新設することが提案された。

徐々に明らかになる制度の中身

19年7月の段階では、大きな方向性が示されたのみだったが、10月から開始された「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」（以下、WG）を通じて、制度の具体的な姿が徐々に明らかになってきた。以下、10月30日と11月26日に開催された会合までの情報を基に、重要と考えられる点を整理しよう¹⁾。

第1は、所属制についてである。7月の段階では、「緩和」という表現が使用されていたが、WGにおいては「不採用」、つまり所属制を採らない方向性が明確になった。

NOTE

- 1) WGで配布された資料は、金融庁のHP (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base.html) から入手可能である。
- 2) 第3回WG (10月30日) の討議資料のp2を参照。
- 3) 第3回WG (10月30日) の討議資料中の脚注2を参照。
- 4) 本WGの報告書をもとに、早ければ次期通常国会に関連法案が提出される見込みである。

このため新設される仲介業者は、少なくとも制度上は、金融機関から独立した位置づけが与えられることになる。

第2は、新たな仲介業が取り扱う商品・サービスの範囲の明確化である。10月30日時点のWGの会合では、顧客保護上のリスクを低減するために、新たな仲介業者が扱う範囲は「商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限定する」とされていた²⁾。このため、筆者はかなり範囲が限定されるものと捉えていたのだが、11月26日のWGで金融庁が提示した資料を見る限り、意外に広い印象を受ける(図表)。もちろん、これはあくまで会合開催時点の例示であり、特に証券・保険の分野では、商品特性や金額に応じてさらに絞り込まれる可能性もある。ただ、今後の議論の流れ次第では、実質的には既存の仲介業者が仲介できる商品の大部分が認められる可能性がある点は注

目に値する。

第3は、新たな仲介業の担い手の範囲である。前述の通り、7月までは「オンライン」のプラットフォームを前提にこの制度は検討されてきた。しかしながら、10月30日のWGに金融庁が提示した資料を読むと、「オンラインでの仲介を念頭に置きつつも、対面で仲介を行おうとする事業者の参入がありうることに留意が必要」と記述されており、「対面」のビジネスモデルを採用する事業者もスコープに含まれる模様だ³⁾。実際にどの程度の対面事業者が登録に向かうかは不明だが、制度の建付上、当初想定よりもはるかに幅広い事業者にも門戸が開かれているという点は大きなポイントといえよう。

過去の経緯を振り返ると、本稿で取り上げた「横断的金融サービス仲介」のテーマは、どちらかといえば家計簿アプリやクラウド会計といったビジネスモデルを念頭においた、いわばわかりやすい「フィンテック振興」という印象が強かった。しかしながら、WGでの議論が進むにつれて、「対面も含めた幅広い事業者が、今以上に金融機関から独立した立場で、様々な商品やサービスを仲介できるようになる制度」という色彩が強まってきたように見える。金融業における「仲介」とは、顧客接点そのものである。今回の制度改革は、金融業界全体として、顧客接点の担い手と、商品・サービスの「作り手」との間の分業や協業のあり方に大きな影響を与える可能性があるのではないだろうか⁴⁾。

図表 新たな仲介業者が取扱う範囲のイメージ

		取扱可能(例)	取扱禁止(例)
銀行	預金	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金 定期預金 	<ul style="list-style-type: none"> 仕組預金 外貨預金 通貨オプション組入型預金
	貸付	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン カードローン 	—
	送金	<ul style="list-style-type: none"> 振込 	—
証券		<ul style="list-style-type: none"> 国債・地方債 上場株式 上場企業社債券 投資信託・ETF 	<ul style="list-style-type: none"> 非上場株式 非上場企業社債券 デリバティブ取引 信用取引
保険	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 終身・定期保険 個人年金保険 医療保障保険 介護保険 	<ul style="list-style-type: none"> 変額保険・年金 解約返戻金変動型保険・年金
	損害保険	<ul style="list-style-type: none"> 傷害保険 旅行保険 ゴルフ保険 ペット保険 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建て保険・年金

(注) オリジナルの資料では、証券の欄に「投資信託・ETFの中で商品を限定する必要があるか」、保険の欄に「商品の特性に応じ、保険金額や保険期間によっても限定することを検討」という文言がそれぞれ付されている
(出所) 第5回WG (11月26日) の参考資料p2より抜粋

Writer's Profile



竹端 克利 Katsutoshi Takehana

金融イノベーション研究部
上級研究員
専門は通貨・金融制度論
focus@nri.co.jp